

第22回国連婦人の地位委員会 の議題に関する対策資料

労 働 省

(昭和44年1月)

第22回 国連婦人の地位委員会 の議題に関する対策資料

目 次

1. 役員選挙	1
2. 議題の採択	2
3. 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における 国連援助	3
a 国の経済、社会開発への婦人の参加	3
b 地域開発への婦人の参加	7
c 地域訓練センターまたは施設の検討	8
4. 婦人に対する差別撤廃宣言の実施	9
5. 婦人の政治的権利	10
a 政治的権利の分野における進歩の実績	10
b 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位	10
6. 外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす 影響	16
7. 武力衝突、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護	17
8. 私法上の婦人の地位	19
a 婚姻の同意、最低年令及び登録に関する勧告の実施	19
b 未婚の母の地位	20
9. 婦人の経済的権利及び機会	22

a	婦人の雇用に関する I L O の活動	22
b	同一労働同一賃金	22
10.	婦人の教育の機会	25
a	婦人にとくに関係あるユネスコの活動	25
b	男女共学	25
11.	人権の分野における助言的事業	28
12.	人権に関する定期報告	30
13.	委員会決議及び勧告の国内法に及ぼす影響	31
14.	国際連合組織外の政府間団体との協力：全米婦人委員会の 報告	32
15.	婦人の地位に関する通信	33
16.	事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と 制限	34
17.	経済社会理事会に対する委員会第22回会議の報告	35

1. 役員選挙

機能委員会手続規則第15条にもとづき、第1回会合において議長、副議長（1名もしくは2名以上）およびその他の役員を選挙する。

今回は議長にボコール夫人（ハンガリー）、ハドレシク夫人（チリ）が、また、副議長にスチーブンスン夫人（リベリア）、記録係にチャター夫人（チュニジア）が立候補している。ボコール夫人は第19回記録係、第20回第21回に副議長をつとめた。ハドレシク夫人は第20回に記録係、第21回に副議長をつとめた。スチーブンスン夫人は第19回以来、チャター夫人は第20回以来婦人の地位委員会に出席している。

なお、昨年第21回の役員は次のとおりである。

議 長 アニー・ジャギー夫人（ガーナ）

副議長 ミミ・マリノヴィック・ド・ハドレシク夫人（チリ）

 // ハンナ・ボコール夫人（ハンガリー）

 // スアド・アルラディ夫人（イラク）

記録係 メーベル・ミラー夫人（オーストラリア）

（手続規則第15条）

毎年、委員会の最初の会議のはじまる際に、委員会は委員の中から、議長、1名もしくは2名以上の副議長およびその他の役員を選挙する。

2. 議題の採決

手続規則第 9 条にもとづき、議題を採決する。

(手続規則第 9 条)

会期の仮議事日程中の最初の議題は、規則第 15 条のもとで「役員選挙」を必要とする場合のほかは、「議題の採決」とする。

3. 婦人の進歩のための統一的長期計画

及びこの分野における国連援助

a 国の経済、社会開発への婦人の参加

次の資料が提出される。

1. 1966年7月26日の経済社会理事会決議1133 (XLI) に従い、国の経済、社会開発における婦人の役割に関する質問書に対して政府及び諮問民間団体が行なった回答を収録し、第21回会議に提出された事務総長報告書 (E/CN. 6/493とAdd. 1-2) (未着)
 2. 1968年の委員会決議5 (XXI) に従い、上記報告書の追加 (E/CN. 6/512とAdd. I) (未着)
 3. 同上決議に従い、全回答の分析報告書 (E/CN. 6/513) (未着)
- 理事会は決議1133 (XLI) で、委員会がパンフレット「婦人の進歩に関する国連援助」 (Sales No. 67.IV. 2) を参考に、統一的長期国連計画作成の観点から、この回答を審議するよう要請している。

委員会は第21回会議で、決議5 (XXI) により、これを優先議題とすることに決定した。

[参考資料]

1. わが国における経済開発への婦人の参加

わが国経済の発展に伴ない、婦人雇用者の増加は著しく、1967年には10年前の約2倍の1000万人となり、増加率は男子よりも高く雇用者総数中に占める割合も年々上昇し、現在約3分の1を占めている。

従来、わが国の婦人労働者は若い間だけ短期間働く人が多く、中高年になって就職したり、結婚後も働く人はまれであり、男子に比べ平均年令は低く、勤務年数は短く、就業分野も比較的せまく単純不熟練労働の分野に集中する

傾向がつかつた。

しかし、最近では婦人労働者の増加、とくに中高年令婦人労働者の増加が目立ち、女子雇用者のうち30才以上の婦人の割合は、10年前の31%（40才以上16%）から1965年には42%（40才以上24%）に上昇している。

これに伴って 女子雇用者の平均年令も1958年の26才から1967年には29才に上昇し、既婚婦人の割合も年々高まる傾向にある。

また、教育水準の向上と技術革新の影響によって、婦人の就業分野に変化がみられ、最近では事務部門への進出が著しく、事務従事者は女子雇用者の30%弱を占めるにいたり、専門的知識や技術をいかして働く婦人や管理的職業につく 婦人も徐々にふえている。

さらに最近家庭責任をもつ婦人の就労形態としてパートタイム雇用が増大する傾向にあり、これを実施している事業所は、1967年には18%となっている。

パートタイマーはその8割以上が30才以上の婦人であるのが特徴的で、また、有夫者は約9割、15才未満の子供のあるものは約7割となっている。

以上のように、婦人労働者は増加し、その就業分野も広がりつつあるが、現在では、まだ婦人の職業能力が正当に評価されているとはいい難く、とくに専門的・技術的職業、管理的職業に就くことは困難な場合が多い。

さらに、中高年令婦人は長く家庭にあった後、新たに就職または再就職する場合が多いため、一般に職業に対する知識、技能が低く、また、職業に関する教育訓練も不足している。また、これらの婦人の大部分は家庭責任を負っているところから、職業活動と家庭責任とを調和させることに困難を感じる場合が多い。

このような問題に対処し、政府も調査、研究をはじめ婦人の就業分野の拡大のための啓発活動を実施しているほか、とくに中高年令婦人の就業を援助

し、雇用の円滑化を図るため、次のような対策を実施している。

1. 主要な職業安定所にパートタイム雇用を専門に取扱うコーナーをもうけ、パートタイマーとして就労する婦人のための相談、指導を行なっている。
2. 優能婦人センターを東京にもうけ、技能をもつ婦人の就労をすすめ、婦人のもつ能力を経済社会にいかそうと試みている。
3. 中高年令婦人に技能を付与し、また、適職の開拓に資するため訓練期間3カ月～1年の公共職業訓練と約2週間の短期職業講習を行なっている。

また、家庭責任をもつ婦人に対しては、育児施設の整備が最ものぞまれており、現在、わが国には約15,000の保育所(共、無認可を含む)が90万以上の子どもの世話をしているが、要求はますます高まっているので、政府及び地方公共団体において、増設及び内容の充実を図っている。

2. 社会開発への婦人の参加

1) 政治への参加

1967年に婦人有権者は3,400万人をこえ、有権者総数の52%を占めている。

日本婦人は1945年に参政権を得て、1946年に始めて投票を行なって以来、常に60～70%の投票率を保ってきた。婦人が参政権を始めて行使した総選挙では婦人の投票率は67%で男子より11.5ポイント下まわっていたが男子との差は徐々に縮まり、1968年の参議院議員選挙では69%となり、男子をわずかに上まわった。

一方地方選挙においても、婦人の投票率は男子より低かったがその差はわずかで、1967年には男子をやや上まわった。

実態調査によると、婦人の投票状況は50才代で最も高く、20才代の

若年層と60才以上が低い。

2) 公職への進出

婦人の議会進出状況は、1968年には衆議院7名で総数の1.4%、参議院13名5.2%であり、現在までに大臣1名のほか政務次官の任命をみている。

地方議会では議員数および議員総数に占める割合はわずかながら増加傾向がみられ、都道府県、市、町村議会議員の合計は562名を数えている。しかし、総数に占める割合は国会より低く、1%前後である。

議員のほか、任命、委嘱等による各種の公職につく婦人も次第に増加しているが、なかでも民生児童委員、家庭裁判所家事調停委員、参与員については婦人の割合が3割前後を占めている。

3) 組織活動

婦人の組織活動は、近年とくに婦人の余暇の増大、教育水準の向上によって婦人の行動意欲が高まり、また社会生活の複雑化、地域社会の変ほうなどのため、婦人の積極的活動が期待される分野が広がって、更に広汎活発な組織活動が行なわれるようになった。

婦人少年局の実態調査によると、主婦のうち67%が何らかの団体に加入しており、なかでも婦人団体に加入するものは40%をこえ、延人員は1,200万人を数える。これらの組織では、都市化の進展にともなうコミュニティ意識の変化や、婦人各層の個人的欲求乃至意欲の多様化および社会的要請の変化などが相まって、親睦的又は地域的なもの以外に、具体的な目的をもった団体がふえる傾向がみられる。

組織的活動の内容は、それぞれの目的にそった日常活動のほか、物価の安定、消費者保護、生活環境整備、政治浄化、公明選挙、平和など広範な問題にわたっており、一部にはプレッシャーグループとしての活動も活

発である。

b 地域開発への婦人の参加

次の資料が提出される。

- 1 1967年の第20回会議に提出された地域開発計画に関する事務総長予備報告(E/CN. 6/473)(未着)
- 2 委員会決議13(XX)に従って準備された政府、専門機関、諮問民間団体からの情報を含む同上報告書の追加(E/CN. 6/514)(未着)

[参考資料]

わが国の婦人関係予算(43年度)

総計550億2,050万円

(国の総予算の0.09%)

○ 総理府	(小計)	143万円
1 婦人問題連絡協議会に要する経費		95万円
2 売春対策審議会経費		48万円
○ 文部省	(小計)	3億4,670万円
1 婦人教育の振興に必要な経費		8,950万円
2 家庭教育の振興に必要な経費		1,646万円
3 婦人、家庭教育振興費補助		2億4,000万円
○ 労働省	(小計)	4億3,469万円
1 中高年令婦人の雇用の円滑化		1億7,688万円
2 婦人の保護福祉の増進と婦人の地位向上対策の推進		1億613万円
3 勤労青少年の健やかな成長のための福祉対策の積極的推進		1億3,138万円
4 婦人少年局一般行政☆		2,030万円

☆ 婦人少年室協助員活動手当及び婦人少年

問題審議会等の経費

○ 農林省	(小計)	27億2,700万円
1. 農山漁家の生活近代化の推進と生活環		
境の整備等にかかる補助		12億1,126万円
2. 生活改善事業推進のための本省費		1,575万円
3. 農家生活改善資金		15億円
○ 厚生省	(小計)	513億8,694万円
1. 児童保護、家庭児童対策事業費等補助		463億6,206万円
2. 母子福祉対策		12億3,681万円
3. 母子保護対策		11億6,436万円
4. 母子福祉年金		18億642万円
5. 看護行政対策		2億4,300万円
6. 売春対策		5億7,429万円
○ 法務省	(小計)	1億2,374万円
1. 売春対策		1億2,374万円

c 地域訓練施設またはセンター

委員会は決議14(XX)で、事務総長に対し、"関係専門諸機関と協議の上、現在ある地域訓練施設やセンターについて、また、これらの施設が婦人の進歩のために必要な訓練や再訓練をどの程度提共しているか、あるいは提共しうるかについて検討し、婦人の地位委員会に報告するよう"求めた。事務総長は、この要請に従い、報告書(E/CN.6/527)(未着)を提出する予定

4. 婦人に対する差別撤廃宣言の実施

本議題に関し次の資料が提出される。宣言の広報及び原則に従ってとられた措置に関し、政府、専門機関、民間団体からうけた情報に関する事務総長報告書（E/CN. 6/517）（未着）これは、経済社会理事会決議 1325（XLIV）に従って準備されたものである。

原則の実施措置については、わが国では制度上おおむねこの趣旨をみたとおり、宣言採択後とくにとった措置はない。

なお、宣言の広報については、政府、民間団体が広報活動、集会等を行ない、広報につとめた。

（国連への回答書別添）

5. 婦人の政治的権利

a 政治的権利の分野における進歩の実績

次の資料が提出される。

1. 理事会決議 1132 (XLI) に従って準備された新しいシリーズ " 婦人の政治的権利 (A/7197) " の最初の事務総長報告
2. 第23回総会 (1968) に提出された報告書、これには次の内容が含まれる。(i) 憲法その他婦人参政権に関する選挙法、その他の法律について事務総長が入手した情報。(ii) 婦人参政権条約の原則実施に関して加盟国政府が提出した情報

b 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位

委員会決議 I (XXI) (1968) に従い準備された信託統治地域及び非自治領における婦人の地位の情報に関する隔年の事務総長報告の最初のもの (E/CN. 6/509) (未着)。この報告書は、関係国政府からの情報及び信託統治理事会、植民地及び人民への独立賦与宣言の実施状況に関する特別委員会の関連ある報告と記録にもとづいて作成される。

〔参考資料〕

I 婦人参政権条約について

1952年12月20日 国連総会採択

1953年 3月31日 ニューヨークで署名

1954年 7月 7日 効力発生

1968年 9月15日 現在の条約当時国 (56ヶ国)

アフガニスタン アルバニア アルゼンチン ベルギー ブラジル ブル
ガリア 白ロシア カナダ チリ 中国 コスタリカ キューバ チェコ
スロバキア デンマーク ドミニカ エクアドル フィンランド フラン

ス ガボン ガーナ ギリシャ ガテマラ ハイチ ハンガリー アイス
ランド インド インドネシア イスラエル イタリア ジャマイカ 日
本 レバノン マダガスカル マラウイ マルタ モンゴリア ネパール
ニュージーランド ニカラガ ニジェール ノルウエー パキスタン フ
ィリピン ポーランド 韓国 ルーマニア チュニジア シエラレオネ スウェ
ーデン タイ トリニダドトバゴ トルコ ウクライナ ソ連 英国 ユーゴスラビア
わが国では 1955 年 4 月に署名、6 月に批准した第 40 番目の署名国で
22 番目の批准国である。

II 婦人の政治的権利に関する日本の現行法

日本国憲法 14 条〔法の下での平等、貴族の禁止、栄典〕

- ① すべて国民は法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分、
又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

同 15 条〔公務員の選定及び罷免の権、公務員の本質、普通選挙の保障、
秘密投票の保障〕

- ③ 公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する。

同 44 条〔議員及び選挙人の資格〕

両議院の議員およびその選挙人の資格は法律でこれを定める。

但し、人種、信条、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別
してはならない。

同 93 条〔地方公共団体の機関、その直接選挙〕

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の史員は、
その地方公共団体の住民が直接これを選挙する。

公職選挙法第 9 条（選挙権）

日本国民で年令満 20 年以上の者は衆議院議員及び参議院議員の選挙権を
有する。

- ② 日本国民たる年令満 20 年以上の者で引き続き 3 ヶ月以上市町村の区域内に住所を有するものは、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

③ 以下略

公職選挙法第 10 条（被選挙権）

日本国民は左の各号の区分に従いそれぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 一 衆議院議員については年令満 25 年以上の者
- 二 参議院議員については年令満 30 年以上の者
- 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年令満 25 年以上のもの
- 四 都道府県知事については年令満 30 年以上のもの
- 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年令満 25 年以上のもの
- 六 市町村長については年令満 25 年以上のもの

② 以下略

- このほか教育委員会の委員、家庭裁判所調停委員、民生委員等多くの任命による公職についても性別による差別は全くない。

Ⅲ 婦人の政治的実積

婦人が参政権獲得後の国会議員選挙における男女投票率及び婦人当選者数
衆議院議員

		男(%)	女(%)	婦人議員
1946年	4月10日	78.5	67.0	39
1947年	4月25日	74.9	61.6	15
1949年	1月23日	80.7	67.9	12

1952年	10月 1日	80.5	72.8	12
1953年	4月19日	78.4	70.4	9
1955年	2月27日	79.9	72.1	8
1958年	5月22日	79.8	74.4	11
1960年	11月20日	76.0	71.2	7
1963年	11月21日	72.4	70.0	7
1967年	1月29日	74.8	73.3	7

参議院議員

		男(%)	女(%)	婦人議員
1947年	4月20日	68.4	54.0	11
1950年	6月 4日	78.2	66.7	12
1953年	4月24日	67.8	58.9	15
1956年	7月 8日	66.9	57.7	15
1959年	6月 2日	62.6	55.2	13
1962年	7月 1日	70.1	66.5	17
1965年	6月 4日	68.0	66.1	17
1968年	7月 7日	68.9	69.0	13

尚、1968年4月29日付口上書(SO244(2-2))による「婦人の参政権に関する条約」履行に関しての情報要請に対し、下記のとおり回答した。

「わが国における婦人参政権条約の履行状況については1962年提出の報告以外に特にない。

なお、参考までに口上書3節に関し、わが国婦人の公職進出状況につきのべれば、次のとおりである。

1. 婦人国会議員数(1968年7月現在)

衆議院議員 7名(定員486名中)

参議院議員 13名(定員250名中)

2. 婦人の高級公務員(1968年7月現在)

政務次官 (1名 経済企画庁)

局長 (1名 労働省)

3. 婦人裁判官等(1968年7月現在)

裁判官 42名

検事 7名

4. 国連総会代表等(1966年 1967年)

第21回総会 代表代理1名

第22回総会 " 1名

Ⅲ 婦人に対する政治教育

日本婦人においては一般教育の水準が高いため基礎教育の必要性はないが、特に市民としての知識や判断力を養うためになされる次のような特別な教育が行なわれている。

○ 労働省婦人少年局による啓蒙活動

婦人の地位向上を目的とする婦人少年局は、その各婦人少年室を通じてあらゆる階層の婦人に対し、市民意識昂揚のための啓蒙活動を常時行なっている。

△ 婦人週間

1946年4月、婦人がはじめて参政権を行使した事を記念して、1949年以来4月10日から1週間を婦人週間と定め労働省主唱により、婦人の地位向上を目的とする啓蒙の行事が全国的に行なわれている。これには関係官公庁、民間婦人団体、労働組合婦人部等も各自の計画をもって積極的に参加しており婦人の市民意識の向上に役立つところが大きい。

○ 地方教育委員会等による成人教育

都道府県及び市町村の教育委員会や公民館の行なう社会教育において、特に婦人の成人教育に重点がおかれ婦人学級、婦人講座等の名称により婦人の学習行動が行なわれている。42年度における学級講座の数は50,644で、その参加者は269万5,358人に及ぶ。

○ 選挙管理委員会による広報活動

選挙の実施の責任を負う全国及び地方選挙管理委員会は選挙の時期や方法、各候補者の経歴を有権者に知らせ、また立会演説会を開いて各候補者の政未を知る機会を与える等広報活動を行なうほか、棄権防止を目的とする啓蒙を行なっている。

○ 婦人団体等の教育活動

日本婦人有権者同盟はじめ、主な婦人団体は多くの婦人の市民意識向上を目標としており、そのための講演会講習会、討論会などを催しているが、特に棄権防止や公明選挙のために積極的に運動を行なっている。

6. 外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす影響

この議題の発祥及びこれに関係ある他の国連機関の諸決定に関する事務総長覚書（E/CN. 6/515）（未着）が提出される。

この議題は、第21回会議においてイラン代表から、委員会の審議にのせるよう提案され、今回議題にのせられたものである。

中東の石油利権、アフリカの一次産品の価格などの問題にからみ、外国資本と国の利益、それが婦人の生活に及ぼす影響について審議されるもようである。

7. 武力衝突、解放戦争の際の婦人及び 子どもの保護

この議題の発祥に関する事務総長覚書（E/CN. 6/511）（未着）が提出される。

この議題は第21回会議において、アラブ連合代表から、今後の審議にのせるよう提案され、今回議題としてとりあげられたものである。主として中東紛争、ヴェトナム戦下にある市民の保護の問題が出されるもようである。

〔参考資料〕

1. この問題に関して、テヘラン人権会議は「占領地域における人権問題」の決議を採択した。

（決議要旨）

この問題に関する諸決議、諸文書を想起し、イスラエル政府に対し占領地域における人権に留意し、破壊をやめるよう要請する。戦いにより土地を追われた住民の帰国の権利を確認する。総会に、イスラエル占領下における人権侵害調査のために特別委員会を任命するよう要請する。人権委員会にこの問題を続けて審議するよう要請する。

（付：人権会議の審議経過及び決議文）

2. 第44回経済社会理事会（1968・5・6～5・31）は、アラブ難民の人権問題につき、人権委員会報告（E/4472）Chapter XVIIIを含むインド決議案（E/AC. 7/L. 547）を採択した。

（決議要旨）

テヘラン人権会議が採択した決議「占領地域における人権問題」を想起し（前文1項）、人権委員会報告の（中東の占領地域における人権に関する総会および安保理の決議を歓迎し（主文1項）、アラブ難民の帰国の権利を確

認し、関係政府に対しその促進のための措置をとるよう要求する。（主文2項）との趣旨を確認する。

決議案全体は全会一致で原案どおり採択された。

（付：文民の保護に関するジュネーブ条約文写）

8. 私法上の婦人の地位

a 婚姻の同意、最低年令及び登録に関する勧告の実施

総会決議 2018 (XX) 中の 勧告に従って、次の点について加盟国政府から得た情報を含む報告書 (E/CN. 6/510 と Add. 1-2) が事務総長から提出される。(I) 本勧告を権限ある当局に、権限を有すると考えられる当局に関する詳細を付し提出すべく行なった措置について、(II) 勧告条文がどの程度効力をもちまたはもたせるつもりか、あるいは条文を採用または適用するためには、どのような修正が必要かなどを示した本勧告に関係ある各国の法律、慣行について、

決議 2018 (XX) で、委員会は勧告に従って各国政府から提出された報告を検討し、理事会に対し適切と思われる勧告をはしてその結果を報告するよう要請されている。

[参考資料]

婚姻の同意、最低年令及び登録に関し、わが国では憲法あるいは民法に次のように規定されている。

1. 原則 I に関し、婚姻は両当事者の完全で自由な承諾のみに基いて成立する。

憲法第 24 条

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

民法第 739 条 (婚姻の届出)

- ① 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによって、その効力を生ずる。
- ② 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から、口頭又は署

名した書面で、これをしなければならない。

民法第 7 4 2 条（婚姻の無効）

婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

1. 人違その他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき。
2. 当事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第 7 3 9 条第 2 項に掲げる条件を欠くだけであるときは、婚姻は、これがために、その効力を妨げられることがない。

戸籍法第 7 4 条

婚姻をしようとするものは、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

1. 夫婦が称する氏
2. その他命令で定める事項
2. 原則Ⅱに関し、婚姻最低年令は、男 1 8 才女 1 6 才である。

民法第 7 3 1 条

男は満 1 8 才に、女は満 1 6 才にならなければ、婚姻をすることができない。

3. 原則Ⅲに関し、婚姻は公式の登録により効力を生ずる。

前掲民法第 7 3 9 条及び戸籍法第 7 4 条

以上のようにわが国の法制は本勧告中の原則をみたしており、形式的には勧告が規定する手続を欠く面もあるが、——正式の公表、結婚式を主催する権限ある当局の面前での意志の表明等——わが国の伝統、慣習にてらし、法の改正等の必要はないと考えられる。

（付：勧告文写）

b 未婚の母の地位

決議 6（XX）で、委員会は、入手した情報にもとづき未婚の母に関する

法律と慣行について報告書を準備するよう事務総長に要請した。事務総長から予備報告（E/CN. 6/516）（未着）が提出される。

（付：家族法に関する４回のセミナーの審議経過及び結論に関するメモ）

9. 婦人の経済的権利及び機会

a. 婦人雇用にとくに関係あるILO活動

理事会決議821IVB(XXXII)に従い、ILOから婦人雇用にとくに関係あるILO活動について年次報告(E/CN. 6/518)(未着)が提出される。

b. 同一労働同一賃金

次の資料がILOから提出される

同一労働同一賃金に関する報告書(E/CN. 6/519) これは、理事会決議504G(XVI)及び委員会決議4(XVI)に従い、隔年に提出される。

[参考資料]

1. 同一価値の労働について男女労働者に対する同一報酬に関する条約(N O. 100)1951年

批准国

アルゼンチン オーストリア ベルギー ブラジル フランス 西ドイツ インド イタリア メキシコ ソ連等

わが国は1967年8月24日同条約の批准登録を行い、1968年8月24日同条約発効となった。わが国は58番目の批准国である。

2. 同一労働同一賃金に関するわが国の現状

わが国は1967年8月24日、ILO条約第100号、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約を批准し、同条約は1968年8月24日に発効となった。

わが国においては、すでに1947年に制定された労働基準法第4条において、賃金について性別による差別を禁止しており、従来から男女同一労働

同一賃金の原則の遵守に努力してきたところである。

現在、わが国の女子労働者の平均賃金は男子の48%となっている。

これは、従来わが国の女子労働者は結婚までの短期間の雇用で男子労働者に比して相対的に低学歴で、勤続年数、平均年令も低く、業務の内容も補助的作業等単純なものに限定される傾向があったことによるものと思われる。

加えて、わが国では、賃金はいわゆる年功序列賃金体系となっていて労働者の職務の内容とかかわりなく年令や勤続年数によって決定される制度がとられていたこともその大きな要因となっている。

近年、労働力不足を背景として女子の職場進出は著しく、その就業分野も拡大され、従来男子の職場といわれている分野へも女子が進出しはじめており、その平均年令も10年前の26才から1967年には29才に上昇、平均勤続年数も3.9年から4.1年へと高まってきている。

また、産業社会の近代化に伴い、年功序列賃金体系も徐々にくずれ、労働の質や量に対応した賃金体系に移行していく方向にある。

1959年以降、男女の平均賃金の格差も次第に縮少の途を辿っている。

しかしながら、わが国においては、今なお婦人労働者の就業分野は未熟練労働や補助的労働に従事する者が大部分で、雇う方も働く側もまた社会一般も婦人労働に多くを期待しない風潮がある。

女子の若年定年制、結婚退職制等いろいろな形の差別の制度や性別が職場に根づよく残っており、昇進、教育訓練等において男女均等に扱われているとはいえない状況にある。

今日、わが国経済社会における婦人労働者の果す役割は、ますます重要になっていくことが予想されている折柄、男女均等待遇を促進し、婦人労働者の地位を高めていくことの必要性は急がれており、政府においては男女同一賃金の原則をすすめるため、労働基準法第4条の規定が遵守されるよう監督

指導につとめ、また、全国的な啓発活動を行ない、この原則に対する労使及び社会一般の理解を深めるよう努力している。

10. 婦人の教育の機会

a 婦人にとくに関係あるユネスコ活動

この議題に関して次の資料が提出される。

婦人にとくに関係ある活動に関するユネスコ報告書 (E/CN. 6/520)

(未着)

b 男女共学

この議題に関しては次の報告書がユネスコから出される予定である。

○ 共学に関する報告書 (E/CN. 6/521) (未着)

これは委員会第19回会議の要請 (E/4175. para. 374) 及び経

済社会理事会決議 1327 (XLIV) によって作成されたものである。

ユネスコは下記項目よりなる質問書を各国に送り Co-education (男女共学) について回答を得、これを取りまとめてこの報告書を作成した。

1. 法的措置
 2. 組織及び財政
 3. 行政及び教員
 4. 学生数及び教員数
 5. 実施計画
 6. オリエンテーション
 7. 既婚学生の地位
 8. 中途退学
 9. 教育効果 Scholastic result
 10. 女子学生の出身地 Origin
 11. 共学に対する態度
 12. 問題点
- [参考資料]

- (1) 男女共学は憲法第26条、及び教育基本法第3条、第4条、第5条の各々によって保障されている。

○ 憲法

第26条 教育を受ける権利、教育の義務

- ① すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

○ 教育基本法

第3条 教育の機会均等

- ① すべて国民はひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。

第4条 義務教育

- ① 国民はその保護する子女に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第5条 男女共学

男女は互いに敬重し、協力し合わなければならないものであって教育上男女の共学は認めなければならない。

(2) 共学の現状

現在の教育体系に於て男女平等、男女共学は憲法及び教育基本法等により法制上保障されており、また実施上でも特記すべき性による差別は見出せない。幼児教育から高等教育までのどの教育レベルにおいても男女両性に等しく門戸は開かれており、その教育効果 (Scholastic result) にも性差はない。但し、特殊な技術教育例えば商船大学、そのための技術系大学、商船高校、また高等学校における航海、水産、機関操縦等のコース、工業高等専

門学校等においては、實際上女子は入学を許可されず、されても極く少数である。

共学と別学の実施状況は表の通りであるが、共学、別学による学校施設、教員、費用、カリキュラム等における差違は見当らない。

共学・別学別学校数

(1967年3月)

		総 数		公 立		私 立	
		実 数	%	実 数	%	実 数	%
高 等 学 校	総 数	4,145	100.0	2,943	100.0	1,202	100.0
	共 学	2,980	71.9	2,561	87.0	419	34.9
	男子校	429	10.3	191	6.5	238	19.8
	女子校	736	17.8	191	6.5	545	45.3
短 期 大 学	総 数	451	100.0	64	100.0	387	100.0
	共 学	155	34.4	46	71.9	109	28.2
	男子校	16	3.6	2	3.1	14	3.6
	女子校	279	62.0	16	25.0	263	68.1
大 学	総 数	369	100.0	113	100.0	256	100.0
	共 学	278	75.3	100	88.5	178	69.5
	男子校	11	3.0	4	3.5	7	2.7
	女子校	80	21.7	9	8.0	71	27.7

資料出所 文部省調査局 「学校基本調査」

11. 人権の分野における助言的事業

次の資料が提出される。

1. 総会決議 926 (X) に従い作成された人権の分野における助言的
事業に関する事務総長報告書 (E/CN. 6/522) (未着)
2. 1968年11月19日から12月2日までガーナのアクラにおいて
開催された婦人の市民・政治教育に関するセミナーの報告書 (ST/TAO/
HR)

国連は、1956年第10回総会決議 926により人権の分野のすべての
技術援助を「人権の分野における助言的事業」という題目のもとに統合した。

その事業としては、セミナー、フェローシップ、訓練講習等がある。

婦人の地位委員会関係のセミナーの開催状況は次のとおりである。

○ 婦人の公的生活参加について

- | | | |
|-------|-----|-----------------|
| 1957年 | 8月 | バンコック (タイ) |
| 1959年 | 5月 | ボゴタ (コロンビア) |
| 1960年 | 12月 | アジスアベバ (エチオピア) |
| 1965年 | 8月 | ウランバートル (モンゴール) |

○ 家族法上の婦人の地位について

- | | | |
|-------|-----|---------------|
| 1961年 | 6月 | ブカレスト (ルーマニア) |
| 1962年 | 5月 | 東京 (日本) |
| 1963年 | 12月 | ボゴタ (コロンビア) |
| 1964年 | 8月 | ロメ (トローゴ) |

○ 婦人の進歩のために必要な方策 (とくに長期計画の策定に関して) につ いて

- | | | |
|-------|-----|-------------|
| 1966年 | 12月 | マニラ (フィリピン) |
|-------|-----|-------------|

○ 婦人の市民・政治教育について

1967年 8月 ヘルシンキ（フィンランド）

1968年11月 アクラ（ガーナ）

参考 日本政府海外技術協力事業団は、婦人少年局の協力のもとに別紙の
ときアジア地域婦人のためのセミナーを行なう予定であって、関係諸国
の参加を期待している。

（婦人関係行政セミナー実施要綱 添付）

12. 人権に関する定期報告

本議題については、理事会決議1074C(XXXIX)に従い、事務総長は、人権の進展に関する加盟国ならびに専門機関からの報告を議題別、国別索引を付して委員会に提出する。

諮問民間団体からの情報並びにそれに関する加盟国のコメントも提出される。

第22回会議に提出される上記報告、情報は、主として1968年6月30日までの市民的・政治的権利に関するものである。

理事会は、決議1074C(XXXIX)で、委員会は人権に関する定期報告に関する意見及び場合によっては勧告を人権委員会に対して行なうよう要請した。

なお、委員会の関心ある情報についての事務総長覚書(E/CN.6/523)(未着)も提出される。

わが国からはこの期間中提出すべき情報はとくにないが、人権年鑑中下記項目につき変更のあったことを通報した。

(1966年)

I 法律制定

- 行政相談委員法
- 監獄法施行規則の一部を改正する省令

(1967年)

I 法律制定

- 住民登録法
- 人権擁護委員定数規定

II 判決

- 報道の自由に関する判決

13. 委員会決議勧告が国内法に及ぼす影響

委員会決議 14 (XVIII) に従い、委員会決議勧告が国内法に及ぼす影響について第 18. 20 回会議に提出された報告の追加事務総長報告 (E/CN. 6/524) (未着) が提出される。

なお、第 20 回会議の要請により、上記報告には、婦人の経済的権利及び機会に関する情報も含まれる予定である。

第 18. 20 回会議に提出された報告書の内容は、婦人の政治的権利と私法上の婦人の地位に関し、次の項目について婦人の地位委員会が決議を採択した日付以後において施行された各国国内法の要点を示したものである。

- 公職選挙権及び被選挙権
- 公務及び公職への婦人の機会
- 婦人参政権条約
- 夫婦平等の権利及び義務
- 結婚婦人の居所及び住所
- 親の権利及び義務
- 婚姻の同意、婚姻最低年令及び婚姻登録
- 結婚婦人の財産権及び夫婦財産制
- 結婚婦人が独自の仕事につく権利

わが国においては、これらの項目について委員会決議採択以後において制定または改定された法律はない。

1967 年 8 月 ILO 条約 100 号を批准したが、すでに労働基準法第 4 条があり、国内法の変更は行なわれなかった。

したがって、上記報告書にはわが国に関する記述は含まれていない。

14. 国際連合組織外の政府間団体との協力：

全米婦人委員会の報告

理事会決議 48 (IV) 7 節に従い、全米婦人委員会の活動に関する報告 (E/CN. 6/525) (未着) が提出される。

本件に関しては、同委員会代表の報告及び意見発表が行なわれるのみで、特別の勧告等は従来行なわれていない。

(全米婦人委員会について)

全米婦人委員会は、1928年キューバのハバナにおいて開かれた「アメリカ諸国第6回国際会議」の決議にもとづいて設立されたもので、南北アメリカ21の共和国の政府によって構成されており、婦人の文化的政治的経済的社会的権利を助長するために「アメリカ諸国機構」の諮問機関として、婦人の問題の研究、その解決のための方法の提起などを行なっているものである。

15. 婦人の地位に関する通信

理事会決議 76 (V) 及び同修正決議 304 I (XI) に従い、事務総長により作成された次の二つのリストが提出される。

1. 政治、経済、市民、社会、教育の分野における婦人の権利を伸長する権利に関して国連がうけとった通信の概要からなる非機密リスト (E/CN.6/CR.21)
2. 婦人の地位に関係あるその他の通信の機密リスト

16. 事業計画の検討と優先審議事項の設定 文書作成の統制と制限

次の資料が提出される。

1. この議題に関係ある他の諸機関の決議、とくに理事会決議 1367 (XLV) に関連する本議題についての事務総長覚書 (E/CN. 6/526) (未着)

2. 計画調整委員会の報告書 (E/4493/Rev. 1とAdd. 1) (未着)

理事会決議 1367 (XLV) に従い、第22回会議報告は理事会の審議に付される前に、計画調整委員会に提出され、同委員会は優先事業計画、ならびに専門機関、その他の国際団体の事業との重複を避ける観点から、新たな提案を行う予定である。同委員会は人権プログラムを1969年に検討を行なう分野とした。

17. 経済社会理事会に対する委員会第22回
会議の報告

手続規則38条により、委員会は、その会期の事業を理事会に報告する。

